

米国大学の91%、2014年に大学構内で発生したレイプ件数はゼロと報告（11月23日）

米国大学女性協会（American Association of University Women：AAUW）は11月23日、クラリー法（Clery Act）の下で大学に対して報告が義務付けられている、大学構内で発生した性的暴行に関する2014年のデータの分析結果を発表した。これによると、2014年のデータを報告した大学約1万1,000校のうち、91%は大学構内で発生したレイプ件数がゼロであったと報告しており、女子学生の約20%が大学在学中に性的暴行を経験しているという統計とはかけ離れた結果となっていることから、大学における更なる精査が必要であることが明らかにされた。それ以外の主要な分析結果は以下の通り。

- デート中の暴行、家庭内暴力、ストーカー行為に関するデータに初めてアクセスが可能となったが、2014年に事件発生を報告した大学は約10%のみ。
- 最低250人以上の学生が在籍する大学の主要キャンパス約4,000校の中で、2014年のレイプ発生件数がゼロと報告した大学は76%。
- 1つの種類の性的暴行に関する報告を行っている大学は、他の種類に関する報告も行っていることが多く、報告書の好意的受入れ、暴行被害者の支援、正確な統計結果の報告などといった必要なシステムの構築が伺える一方、それ以外の大学ではこれらのシステムが不備。

American Association of University Women, *91 Percent of Colleges Reported Zero Incidents of Rape in 2014* <http://www.aauw.org/article/clery-act-data-analysis/>